



令和6年4月15日

教育厚生委員会所管事務調査報告書

伊豆市議会 教育厚生委員会 青木 靖

実施日 令和6年4月12日（金）

視察先 静岡県立 東部特別支援学校 伊豆の国市寺家246-1

静岡県済生会 伊豆医療福祉センター 伊豆の国市寺家202

目 的 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を受けて、医療的ケア児等の支援について考えるため、医療的ケア児を含む肢体不自由者が利用する学校・施設の現状を視察し、各職員と情報交換を行った。

内 容

1. 静岡県立 東部特別支援学校

静岡県教育厚生委員会が所管する43の特別支援学校（分校含む）の中で、5校が肢体不自由者のための学校で、本校は県東部地区で唯一となる。

在校生90名の内、40名が医療的ケアを必要とし、教員70名と看護師10名の体制で運営されている。それぞれの個々のニーズに合わせて、チームティーチングでの学習の取組みがなされている、とのこと。

特別な支援を必要とするお子さんの保護者の方々に相談支援を行うため、保護者

のための部屋が用意されており、当日も付き添い通学している保護者が待機している様子だった。建物は新しく、廊下や教室等それぞれスペースも広く、施設が充実している点においては、保護者からの評価は高いことが伺えた。一方で、隣接する伊豆医療福祉センター等との連携があって成り立つ学校であるとも感じた。

学校としての下校時間は午後 3 時・4 時くらいであるため、放課後等デイサービスの事業者の多数の送迎車が下校時間に玄関前に迎えに来ていた。

伊豆の国市のこの一画に、知的障害を対象とする県立伊豆の国特別支援学校もあるため、当地の周辺に放課後等デイサービスの事業者が多いとのことで、伊豆市の保護者からすれば、学校が終わってから利用出来る施設までの距離が遠くなっている現状が確認できた。

2. 社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 静岡県済生会 伊豆医療福祉センター

沿革は、静岡県が昭和 40 年開設の児童福祉法に基づく肢体不自由児施設「伊豆療護園」に端を発する。平成 4 年～5 年に病棟・診療棟・訓練棟を改築、名称変更した。平成 16 年に、重症心身障がい児施設 伊豆医療福祉センターへ種別変更、平成 24 年に、静岡県済生会に移管され、法改正により、児童は「医療型障害児入所施設」に、成人は「療養介護事業」に変更になっている。

まずは、上記の沿革や、法的分類の変遷を確認出来たことが良かったと思います。

伊豆医療福祉センターの役割は、障がいを持った子どもと家族を医療と福祉で行政・教育と連携して支えること。現在、定員 43 名で、36 名が長期入所、内 22 名が分類上最も重い 1 に分類される。入所の目的は、児童の場合、隣接する東部特別支援学校への通学や保護者の療育困難による保護。

重症心身障害児を取り巻く状況から見られる課題・親が求めるものは、日中の活動の場である生活介護事業所が少ないこと、親が疲れた時や病気の時に利用できるショートステイ事業所が少ないこと、障がい児の増加に伴い入所施設は不足しグループホームなどの必要性が増していること、などがあげられている。

同センターでは、7床でショートステイを受け入れているが、需要が増えているため、今後は複数の自治体の連携・事業所間の連携が必要で、アプリを利用するなどして、ある程度の広域で相互にショートステイの空き状況を共有する仕組みを作ること等が必要と感じているとのことだった。県が主導してショートステイの空き情報を取りまとめたり、アプリの開発を支援することなど、対応が可能なことから、議会としても意見書の提出などの形で協力できるのではないかと思います。

重症心身障害児の多くは、曜日によって複数の日中の活動の場(生活介護事業所)を使い分けて1週間の生活を送っている現状で、放課後等デイサービスやショートステイの事業所増やすこと、そして、18歳以降の就労先を確保することなどが、当面の課題であると感じました。

以上

